



《会計・税務の知識》 選択制確定拠出年金制度の知識

はじめに

今回は確定拠出年金の中でも、企業が比較的導入しやすい選択制確定拠出年金についてご紹介します。

1. 選択制確定拠出年金とは

簡単に言うと、企業型確定拠出年金の中でも、従業員(役員)が拠出するかしないか、拠出するならいくら拠出するのか決める事ができる制度です。

2. なぜ導入しやすいのか？

全員加入型の確定拠出年金は企業が掛け金を負担するのに対し、選択制の確定拠出年金は従業員(役員)が掛け金を拠出するので、大きな支出無く導入することが可能です。

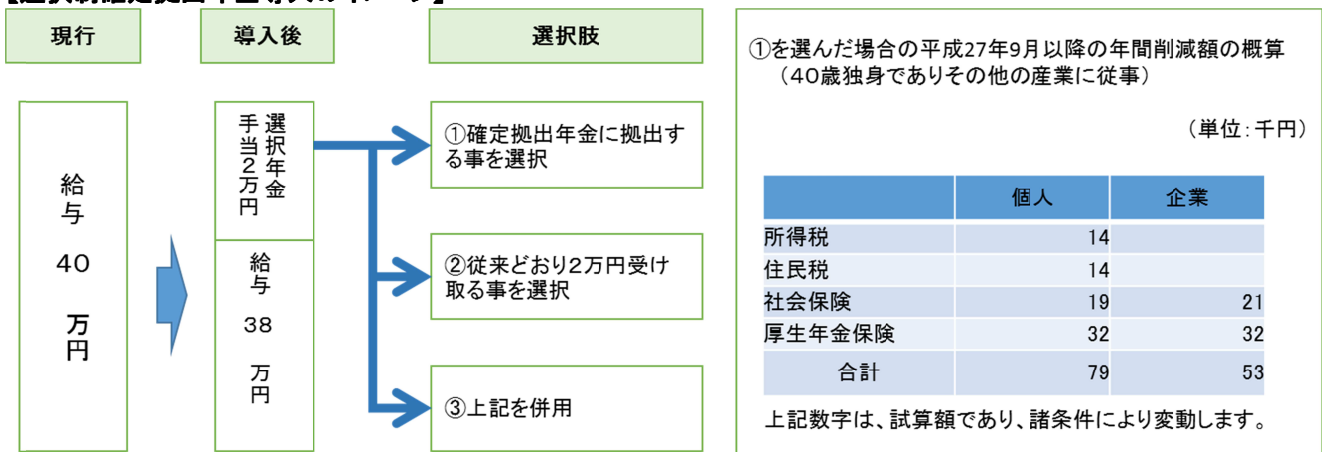
3. 従業員(役員)のメリットは

従業員(役員)が「確定拠出年金」として積立てた分は、「所得税」「住民税」「社会保険料」の算出賃金から除外されるため、負担を減らしながら、老後資金を準備することができ、更に運用益も非課税という優遇が受けられます。さらに、受け取る際は、一時金として受け取れば課税負担が少ない退職所得、年金で受給を受ければ公的年金等控除の対象となる雑所得となります。

4. 企業のメリットは

企業は、掛け金を負担しなくても導入できる事に加え、従業員(役員)が「確定拠出年金」として積立てた分は、従業員(役員)への給与(役員報酬)から除かれるため、『労使折半分の社会保険料軽減』という二次的なメリットを受けられます。

【選択制確定拠出年金導入のイメージ】



企業は掛け金の負担無く確定拠出年金制度を導入し、社会保険料等を王縮

5. 留意点は

確定拠出年金の一般的な留意点として、60歳までは原則として掛金および運用益を引き出せません。また、選択制特有の論点としては、満額給与支給時よりも、将来の公的年金や社会保険の給付事由による支給額は減額になります。

おわりに

この制度を御存じなかった企業様は、一度検討してみたいかがでしょうか。

(担当:佐野)